

がん等と診断された小児・AYA 世代の方へ

「がんの治療」、「治療が始まってからの生活」、「あなたが大切にしたいこと」なども含めて医療従事者と話し合いながら、あなたにとっての最適な治療を選択しましょう。

がん治療に関連して利用できる、治療に必要な費用の一部を助成する制度について紹介します。

■小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業

にんようせい (妊孕性について)

がんの治療を受けると、妊娠するために必要な力（=妊孕性）が低下することがあります。あなたの将来のことを考えて、治療を始める前に、妊孕性への影響やできることを知っておくことが大切です。

小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業の対象となる方は、以下の「妊孕性温存療法」及び「温存後生殖補助医療」の費用の一部に対する助成を受けることができます（詳細は裏面をご覧ください）。

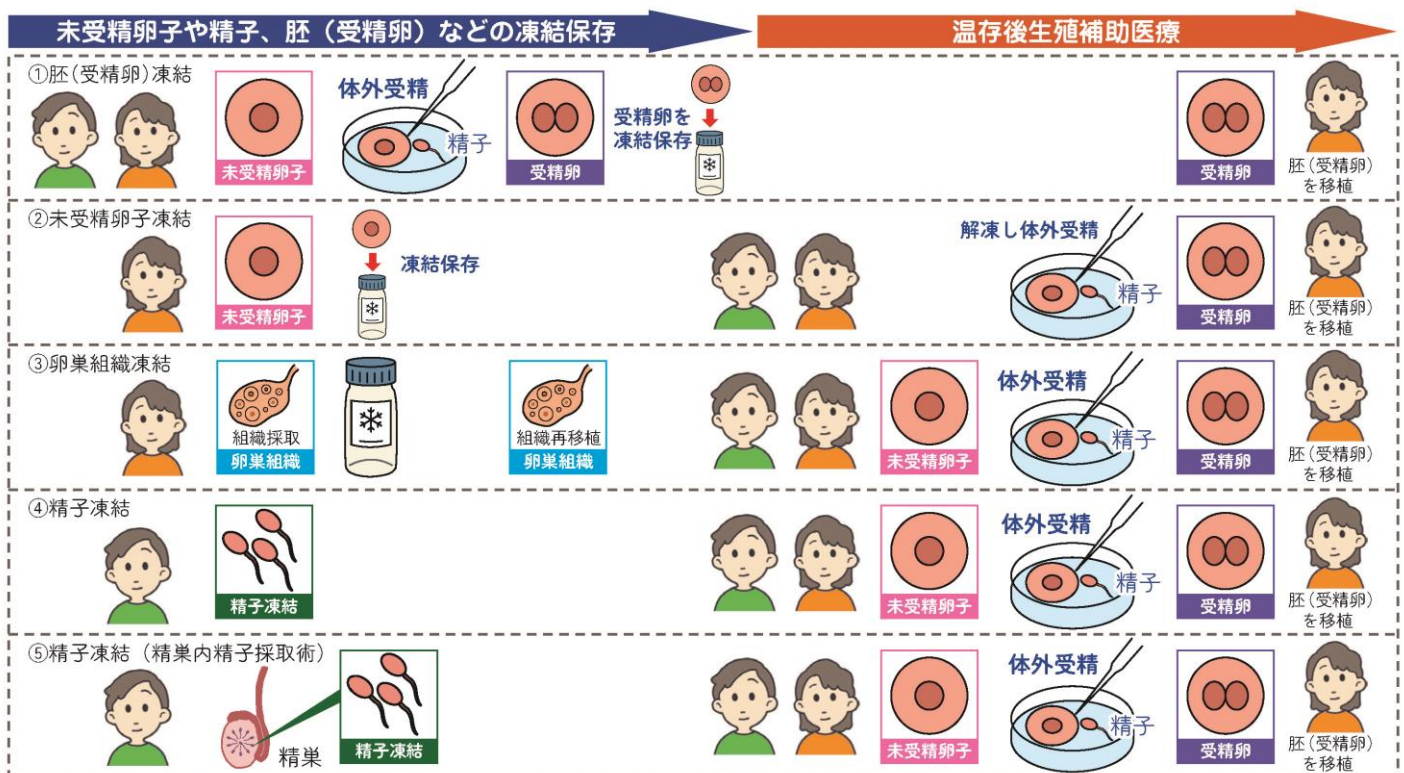
にんようせいおんぞんりょうほう 妊孕性温存療法

未受精卵子や精子、胚（受精卵）などを凍結保存しておく方法です。

おんぞんごせいしよくほじょりょう 温存後生殖補助医療

保存しておいた未受精卵子や精子、胚（受精卵）などを使って妊娠を目指す治療です。

未受精卵子や精子、胚（受精卵）などの凍結保存と温存後生殖補助医療について



□妊孕性温存療法に対する費用助成について

対象治療	助成上限額 /1回※
胚（受精卵）凍結	35万円
未受精卵子凍結	20万円
卵巣組織凍結	40万円
精子凍結	2.5万円
精子凍結（精巣内精子採取）	35万円

※医療保険適用外費用の額が上限となります。助成上限額に関しては自治体によって異なる場合があります。

助成を受けられる回数

- 対象者1人に対して通算2回まで

※異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとなります。
※卵巣組織凍結では、組織採取時に1回、再移植時に1回の合計2回までとなります。

□温存後生殖補助医療に対する費用助成について

対象となる治療	助成上限額/1回
凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円
凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円※ ¹
凍結した卵巣組織移植後の生殖補助医療	30万円※ ¹⁻⁴
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円※ ¹⁻⁴

※1 以前に凍結した胚（受精卵）を解凍して胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが未受精卵子が得られない、又は状態の良い未受精卵子が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外
注）助成対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用

助成を受けられる回数

- 制度を利用する時点で妻の年齢が40歳未満であれば6回まで、40歳以上の場合は3回まで
- ※もし助成を受けたあとに出産した場合は、出生の確認ができた時点で、それまでの助成回数がリセットされ、再び利用できます。

対象者

- 未受精卵子や精子などを凍結保存する時点で、男女ともに43歳未満の方（所得による制限はありません）
 - 以下の対象となる治療を受けた方
 - ✓「小児・AYA 世代がん患者等の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人 日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療
 - ✓長期間の治療によって卵巣予備機能の低下が想定される治療（乳がんに対するホルモン療法等）
 - ✓再生不良性貧血等での造血幹細胞移植
 - ✓全身性エリテマトーデス等でのアルキル化剤の投与
- ※対象者については、疾患の治療を担当する医師と都道府県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師（妊孕性温存療法を担当する医師）がともに評価し、命への影響が大きくないと判断された場合に対象となります。

対象者

- 温存後生殖補助医療を開始する時点で、妻の年齢が43歳未満の夫婦（所得による制限はありません）
 - 夫婦のいずれかが、妊孕性温存療法を受けた方
- ※対象者については、都道府県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師（温存後生殖補助医療を担当する医師）と、疾患の治療を担当する医師がともに評価し、命への影響が大きくないと判断された場合に対象となります。
- ※実施した妊孕性温存療法は、原則として本制度の条件を満たしている必要があります。

【妊孕性温存療法・温存後生殖補助医療の助成の申請について】

- 居住地の都道府県に申請

※詳細は居住地の都道府県にお問い合わせください。また、厚生労働省のウェブサイト「小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」に制度に関する情報が掲載されています。

※助成対象となる医療機関は、厚生労働科学研究費補助金研究班のウェブサイトを確認できます。



妊孕性温存療法の研究促進にご協力をお願いします。

本研究への協力には、助成対象の医療機関を受診した上で、専用アプリをご自身のスマートフォンやタブレットにダウンロードし、登録する必要があります。また、妊孕性温存療法の研究を促進するために、定期的に（年1回以上）患者さんの臨床情報等が収集されます。収集した情報は、日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）のセキュリティレベルの高い国内サーバーで管理されます。収集した情報は個人が特定されない形で妊孕性温存療法の研究に利用されます。

専用アプリでは登録されたご自身のデータを閲覧できるほか、患者さんに役立つ機能を日本がん・生殖医療学会より提供しています。